

令和5年度水質検査計画

吉野町暮らし環境整備課

目次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び水道水の状況
4. 検査地点
5. 水質検査項目及び検査頻度等
6. 水質検査計画及び検査結果の公表
7. 水質検査の精度と信頼性の保証
8. 関係機関との連携

1. 基本方針

吉野町上水道給水区域の水質に関する検査について、基本方針を下記のとおり定めます。

- 1) 安全でおいしい水を安定的に供給します。
- 2) 需要者が信頼できる水を供給します。
- 3) 効率的な水質検査を目指し合理的な判断で品質の高い水の供給を行います。
- 4) 地域性を考慮した水質検査（農薬等）の実施を行います。

この基本方針に基づき、清浄な水を供給するため、施設の管理を適正に行い、適正な水質検査項目・検査頻度・採水地点の選定を行い、適切な判断により需要者が安心、信頼して利用できる水道の経営を目指します。

2. 水道事業の概要

1) 給水状況

給水区域面積	20.28k m ²	給水量	
給水人口	5,884 人	年間総給水量	845,000 m ³
給水戸数	2,565 戸	1 日平均給水量	2,315 m ³
施設能力	4,270 m ³ /日	1 人 1 日平均給水量	393 リットル
管路延長	135,113m		

R3 年度水道統計調査参照

2) 浄水場の所在地と浄水方法

施設名	所在地	水源	浄水処理方法
飯貝浄水場	飯貝	吉野川、藤田川	急速ろ過方式
吉野山浄水場	吉野山	左曾川	急速ろ過方式
南大野浄水場	南大野	吉野川	緩速ろ過方式
国栖浄水場	国栖	高見川	急速ろ過方式
香束第1浄水場	香束	シテ谷川	急速ろ過方式
香束第2浄水場	香束	シテ谷川	急速ろ過方式
三色野浄水場	入野	殿川	急速ろ過方式
柳浄水場	柳	柳川、文出川	急速ろ過方式
西谷浄水場	西谷	新鹿路トンネル湧水	急速ろ過方式
喜佐谷浄水場	喜佐谷	喜佐谷川	急速ろ過方式
三津浄水場	三津	東三津川	急速ろ過方式

3. 水道の原水及び水道水の状況

1) 原水の状況

- ・原水の汚染要因及び水質管理上留意しなければならない項目を示します。

施設名	原水の汚染要因	水質管理上留意すべき項目
飯貝浄水場	降雨等による高濁水発生 カビ臭の発生	・濁度 ・嫌気性芽胞菌 ・カビ臭
吉野山浄水場	降雨等による高濁水発生	・濁度 ・嫌気性芽胞菌
南大野浄水場	降雨等による高濁水発生	・濁度 ・嫌気性芽胞菌
国栖浄水場	降雨等による高濁水発生	・濁度 ・嫌気性芽胞菌
香東第1浄水場	降雨等による高濁水発生 薬品注入過多によるアルミニウムの基準値超過	・濁度 ・嫌気性芽胞菌 ・アルミニウム
香東第2浄水場	降雨等による高濁水発生 薬品注入過多によるアルミニウムの基準値超過	・濁度 ・嫌気性芽胞菌 ・アルミニウム
三色野浄水場	降雨等による高濁水発生	・濁度 ・嫌気性芽胞菌
柳浄水場	降雨等による高濁水発生	・濁度 ・嫌気性芽胞菌
西谷浄水場	トンネル内事故に伴う燃料等による水質汚染	・油膜
喜佐谷浄水場	降雨等による高濁水発生	・濁度 ・嫌気性芽胞菌
三津浄水場	降雨等による高濁水発生	・濁度 ・嫌気性芽胞菌

- ・浄水場では、原水の汚染要因を踏まえて適正な浄水処理を行っています。上流に汚染源となりうる施設等はありませんが、台風等により原水の高濁度化が予想される際には取水の調整をしています。西谷浄水場では新鹿路トンネル内で事故が発生した場合、流出した燃料等により水質汚染が発生するおそれがあります。

2) 浄水の状況

- ・浄水場では、凝集沈殿、急速ろ過及び緩速ろ過による浄水処理を適切に行い、安全な水道水を供給しています。

4. 検査地点

検査地点は、水質基準が適用される給水栓に加えて、各浄水場原水取水場とします。

1) 給水栓

- ・水道法に基づき 1 日 1 回以上の水質検査及び定期の水質検査を行う地点として浄水場ごとに給水栓を選定し検査を行います。

2) 原水

- ・水源の水質が浄水処理に影響を与えるため、各浄水場原水取水場で検査を行います。

5. 水質検査項目及び検査頻度等

令和 4 年度の定期水質検査について

1) 原水

- ・水質基準項目 5 1 項目に嫌気性芽胞菌を加えた水質検査を年 1 回実施いたします。

- ・農薬検査

年 1 回実施いたします。

- ・カビ臭検査

水源である吉野川の水質状況については、平成 1 7 年 1 2 月末より不定期に臭気（カビ臭）物質が発生し、原水及び浄水のカビ臭項目検査を実施しました。その結果、原水からカビ臭の原因となる 2-メチルイソボルネオール（2-MIB）が計測されました。この結果を踏まえ、月 1 回頻度で原水のカビ臭項目検査を実施し、カビ臭の監視をしています。

2) 浄水

- ・毎日検査（3 項目）

濁り、色、残留塩素については、浄水場内にて目視確認及び水質計器にて監視を行います。

- ・毎月検査（9項目）

水質基準項目51項目中、水道法施行規則第15条第1項第1号及び第3号に基づき月1回以上検査が必要である項目（9項目）については、管末給水栓にて採水し、県内37市町村（当時）が平成11年に共同設立した奈良広域水質検査センター組合（以下「組合」という。）での委託検査を行います。

- ・省略不可項目（21項目）

水質基準項目51項目中、水道法施行規則第15条第1項第1号及び第3号に基づき年4回以上の検査が必要である項目（22項目）については、年4回の検査頻度を減じることができないことから、組合にて委託検査を実施します。

- ・臭気（カビ臭）物質（2項目）

水質基準項目51項目中、水道法施行規則第15条第1項第1号及び第3号に基づき臭気物質（2項目ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール）については、これらの物質が発生する夏季に月1回（6月～9月間）の検査を組合にて実施します。

- ・臨時の水質検査

臨時の水質検査は以下の場合実施いたします。なお、検査項目については現場状況等から判断し的確な検査を実施し速やかに結果を公表いたします。

イ. 水源の水質が著しく悪化したとき。

ロ. 水源に異常があったとき。

ハ. 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が著しく流行しているとき。

ニ. 浄水過程に異常があったとき。

ホ. 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。

ヘ. その他、特に必要があると認められるとき。

3) 定期水質検査委託機関

奈良県御所市大字戸毛367の2

奈良広域水質検査センター組合

6. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度作成し公表を行います。また、全ての水質検査において検査結果を速やかに公表いたします。

なお、検査結果の公表は下記方法により行います。

- ・吉野町暮らし環境整備課にて閲覧

住所 奈良県吉野郡吉野町大字飯貝 1 2 1 7 - 6

電話番号 0 7 4 6 - 3 2 - 8 1 7 5 (TEL)

0 7 4 6 - 3 2 - 5 8 4 4 (FAX)

- ・吉野町公式ホームページにて公開

アドレス <http://www.town.yoshino.nara.jp>

水質検査計画書または水質検査結果について、ご意見やご不明な点がございましたら、ご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

皆様のご意見を反映し、よりよい水質検査計画書を作成できるよう努めてまいります。

7. 水質検査の精度と信頼性の保証

浄水処理過程において、水質監視における水質計器の精度確保は重要であることから、定期的に点検調整・整備を行い機器の安定確保に努めています。

また、定期水質検査については、組合に委託を行っており、正確かつ精度の高い検査に留意しています。

8. 関係機関との連携

万一水源水域及び上水道に水質異常（事故）が発生した場合、県や近隣事業者と連携して、水道水の安全性確保に努めます。